

常任委員会 報告

総務文教常任委員会

12月5日

調査事項

(1)低温熟成チーズに係る特許の審査請求について

町は低温熟成チーズが地域資源を生かした特産品として期待できる事から、その権利を保護し、町民に利用してもらうため平成21年3月10日に特許出願した。

平成20年10月町民有志による幌延チーズ工房設立研究会を立ち上げ、調査・検討が行われた。多額の投資の必要、人材確保等も困難なことから難しいという結論に至った。

町は研究会の調査結果を参考に特許の審査請求について検討し、運営のリスクが高く、事業化予定のないものにこれ以上の公費支出は適当でない判断、特許審査請求は行わないとした。

チーズ工房研究会以外の方が調査・検討したい場合

でも申請しないのか。
答 今の段階でやりたい方がいない状況なので、出願予定はない。

町民に告知してるのか。
答 広報紙で一応周知した。

もう一度周知してはどうか。
答 商品化していく事になると、また相当の年月がかかる。町民の中にもチーズ販売にかけてみたいという人は少ないと認識している。

産業厚生常任委員会

12月5日

調査事項

(1)第5期幌延町介護保険事業計画の策定について

H24年度～H26年度の3年間を1期とし、3年毎に計画の策定が義務付けられている。策定にあたっては被保険者、サービス提供者保健医療福祉関係者が構成する策定委員会を進めている。

第5期計画(H24～H26)と第4期計画(H21～H23)を比較すると、65歳以上の第1号被保険者数は微減を見込んでいるが、要支援・要介護認定者数は増加の見込

みである。それに伴い、居宅サービス利用者数・施設サービス利用者数ともに、増加を見込んでいる。

介護保険サービスに係る費用は、利用者が1割を負担し、残りを被保険者の保険料(65歳以上の第1号被保険者と40歳～64歳までの第2号被保険者)と公費(国道、町)で負担することとなっている。

介護保険料の軽減対策としては、①財政安定化基金の取り崩し(交付額2百万円)。

②保険料段階の多段階設定(6段階から7段階へ)。

③特例第4段階の継続を、実施する。

第1号被保険者の保険料の基準額(月額)は、5千8百69円となり、第4期と比較すると約9百30円高くなっている。

今年の春から施設の増床も図られたが、現在の待機者は何名か。

11月中旬の確認では26名の待機者で、その内11名が町内の方。

第5期計画の中で施設の増床はあるのか。

想定していない。待機者も重い方ばかりではなく、今の体制である程度の対応は出来ると考える。



平成24年消防出初式(こぞくら荘前)

(2)幌延町国民健康保険特別会計の運営状況について

H23年度における国民健康保険特別会計全体の決算見込みは、財政調整基金から2千2百95万円を繰り入れることで収支バランスを維持できる状況であるが、単年度実質収支では約3千60万円の赤字決算が見込まれる。この状況の主な要因はH22年度の税率改正に伴うものである。

本町の被保険者負担は全道的に見ても低い設定であり、一般会計からの繰り入れは、国保加入者以外の町民も含めた負担となること



老人倶楽部連合会レクリエーションの様子

から、不公平感を招くとの懸念がある。したがって、H24年度国保特別会計の財源確保のための税率等の見直しを行い、限度額も段階的に引き上げることとする。

医療費等に見合うだけの財源を国保税で確保し、単年度収支の均衡を図るべきだが、国保加入者の負担緩和措置として、財政調整基金を活用し2ヶ年で財源不足の解消を図る。

第一次産業の衰退が国保会計に大きな影響を及ぼすと考えるが、どうか。

そのとおりだと思う。想定していた保険収納が見込まれない場合に活用するのが財政調整基金になる。本来は毎年見直すべきものだと考えている。